

契約に係る情報の公表について

独立行政法人勤労者退職金共済機構

当機構におきましては、平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、契約先が一定の要件を満たす場合には、当該契約先との取引等の状況について、下記のとおり情報の公表を実施することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1 公表の対象となる契約先（①及び②いずれにも該当する場合）

- ① 当機構の役員経験者が再就職していること又は課長相当職以上の経験者が役員・顧問等として再就職していること。
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料に係る契約等は対象外

2 公表する情報

前記1に掲げる公表の対象に該当する契約及び契約先に関し、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を当機構のホームページ上で公表する。

- ① 前記1の①に該当する再就職者の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3 公表の時期

契約を締結した日の翌日から起算して原則として72日以内に公表する。（ただし、各年度の4月に締結した契約については原則として93日以内）

4 実施時期

平成23年7月1日以降の入札公告に係る契約及び随意契約について適用します。